

シェアオフィス等環境整備事業費補助金交付要綱

(趣旨)

第1条 この要綱は、高知県補助金等交付規則（昭和43年高知県規則第7号。以下「規則」という。）第24条の規定に基づき、シェアオフィス等環境整備事業費補助金（以下「補助金」という。）の交付に関し必要な事項を定めるものとする。

(補助金の交付の目的)

第2条 県は、本県における新しいビジネスや雇用の創出、県内課題の解決等を通じ、関係人口及び移住者の増加並びに企業誘致の拡大を図ることで県経済の活性化につなげることを目的に、都会から地方へという新しい企業や人の流れを本県に呼び込むための、シェアオフィス等を設置・運営する市町村に対して、予算の範囲内で補助金を交付する。

(補助対象者、補助対象経費、補助要件及び補助率)

第3条 補助対象者、補助対象経費、補助要件及び補助率については、別表に定めるとおりとする。

(補助金の交付の申請)

第4条 補助対象者が、補助金の交付を受けようとするときは、別記第1号様式によるシェアオフィス等環境整備事業費補助金交付申請書（以下「交付申請書」という。）を知事に提出しなければならない。

(補助金の交付の条件)

第5条 補助金の交付の目的を達成するため、補助対象者は、次に掲げる事項を遵守しなければならない。

- (1) 補助事業の内容を変更する場合は、別記第2号様式による補助事業変更承認申請書を提出し、知事の承認を受けなければならないこと。ただし、軽微な変更（事業費の20パーセント以内の減額又は事業間の配分の変更をいう。）又は知事が特別な事情によりやむを得ないと認めるものは、この限りでない。
- (2) 補助事業を中止し、又は廃止する場合は、あらかじめ別記第3号様式による補助事業（中止・廃止）承認申請書を提出し、知事の承認を受けなければならないこと。
- (3) 補助事業に係る収入及び支出を明らかにした帳簿を備え、当該収入及び支出について証拠書類を整理し、補助事業の完了後5年間保管しておかななければならないこと。
- (4) 前3号に掲げるもののほか、補助事業の遂行について知事が必要があると認めて指示した事項
- (5) 補助事業が予定の期間内に完了することができない場合であって、当該期間の延長が翌年度にわたるときには、あらかじめ別記第4号様式による事業実施期間延長承認申請書を知事に提出して承認を受けなければならないこと。
- (6) 補助事業により取得した財産は、善良な管理者の注意をもって適正に管理するとともに、補

助金の交付の目的に従ってその効率的な運用を図らなければならないこと。

- (7) 補助事業により取得した財産については、「減価償却資産の耐用年数等に関する省令（昭和40年大蔵省令第15号）」に定められている耐用年数に相当する期間内において、補助金の交付の目的に反して使用し、譲渡し、交換し、廃棄し、貸し付け、又は担保に供する場合は、事前に知事の承認を受けなければならないこと。
- (8) 前号の規定により知事の承認を得て財産を処分したことにより収入があった場合は、当該収入の全部又は一部を県に納付しなければならないこと。
- (9) 補助金の交付を申請するに当たって、当該補助金に関する消費税仕入控除税額等（補助対象経費に含まれる消費税及び地方消費税相当額のうち、消費税法（昭和63年法律第108号）の規定により仕入れに係る消費税額とし控除できる部分の金額及び当該金額に地方税法（昭和25年法律第226号）に規定する地方消費税の税率を乗じて得た金額をいう。以下同じ。）を減額して申請しなければならないこと。ただし、申請時において当該消費税仕入控除額等が明らかでないものについては、この限りでない。

（補助金の交付の決定及び通知）

第6条 知事は、第4条の規定により補助金の交付の申請があった場合は、その内容を審査し、適当であると認めるときは、補助金の交付を決定し、当該補助対象者に通知するものとする。

（実績報告）

第7条 補助対象者は、補助事業が完了した場合は、別記第5号様式による実績報告書を補助事業の完了の日若しくは廃止の承認を受けた日から起算して30日を経過した日又は事業の完了の日が属する年度の3月22日のいずれか早い期日までに提出しなければならない。

2 補助事業が年度内に完了しない場合には、当該年度の3月31日までに、別記第6号様式による年度終了報告書を提出しなければならない。

3 補助対象者は、第5条第9号ただし書の規定により交付申請した場合は、前項の実績報告書の提出にあたって、当該補助金に係る消費税仕入控除税額等が明らかになった場合は、これを補助金額から減額して報告しなければならない。

4 補助対象者は、第5条第9号ただし書の規定により交付申請した場合は、第1項の完了実績を提出した後に、消費税の申告により当該補助金に係る消費税仕入控除税額等が確定した場合には、その金額を速やかに別記第7号様式により知事に報告するとともに、当該金額を知事に返還しなければならない。

（補助金の額の確定及び補助金の交付）

第8条 知事は、前条第1項の規定により実績報告書を受領した場合において、当該報告に係る補助事業の実施結果が補助金の交付の内容及びこれに付した条件に適合すると認めるときは、交付すべき補助金の額を確定し、当該補助対象者に通知するとともに、補助金を交付するものとする。ただし、知事が補助金の交付の目的を達成するために必要があると認めるときは、確定前にその全部又は一部を概算払することができる。

2 前項の規定にかかわらず、確定した補助金の額が、第6条の規定により通知した補助金の交付定額（第5条第2項の規定による承認をした場合は、その承認した額）と同額である場合は、前項の通知を省略することができる。

3 補助対象者は、第1項ただし書の規定に基づき補助金の概算払を請求しようとするときは、別記第8号様式による概算払請求書を知事に提出しなければならない。

（遂行状況の報告等）

第9条 知事は、必要があると認めるときは、補助対象者に対し、補助事業の遂行状況の報告を求め、又は必要な調査を行うことができる。

（情報の開示）

第10条 補助事業又は補助対象者に対して、高知県情報公開条例（平成2年高知県条例第1号）に基づく開示請求があった場合は、同条例第6条第1項の規定による非開示項目以外の項目は、原則として開示するものとする。

（グリーン購入）

第11条 補助対象者は、補助事業の実施において物品等を調達する場合は、県が定める「高知県グリーン購入基本方針」に基づき環境物品等の調達に努めるものとする。

（委任）

第12条 この要綱に定めるもののほか、補助金の交付に関し必要な事項は、知事が別に定める。

附 則

1 この要綱は、令和2年12月16日から施行する。

2 この要綱は、令和3年8月18日から施行する。

3 この要綱は、令和4年2月24日から施行する。